

魚津市公共工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、魚津市が発注する公共工事の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の試行対象工事は、入札価格と入札参加者がもつ技術的な要素（以下「技術提案」という。）とを一体として評価することが妥当と認められる工事とする。ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は、除くものとする。

(型式)

第3条 総合評価方式は、当該工事の難易度、技術的な工夫の余地及び規模等に応じ、次の各号に掲げる型式に区分する。

(1) 標準型 高度な技術提案を要する工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事であって、簡易な施工計画、同種工事の施工実績及び工事成績等の評価項目に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもので、当該工事の内容に応じ、次のとおり区分する。

ア Aタイプ 簡易な施工計画及び配置予定技術者の能力を確認することが、品質確保のため必要であると見込まれる工事を対象とするもの

イ Bタイプ 入札参加者の施工能力及び地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事を対象とするもの

(学識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を定めようとするとき、及び同条第5項に規定する場合において落札者を決定しようとするときは、同条第4項又は第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

(評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

$$= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格}$$

- (1) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。
- (2) 技術加算点とは、技術提案について、別表に定める評価項目及び評価基準に基づき算出される点数をいう。
- (3) 技術加算点は、あらかじめ市が設定する総合評価方式の型式に応じた技術提案を入札参加者に求め、当該技術提案の審査及び評価を行い、算出するものとする。

（落札者決定の方法）

第6条 落札者は、次の各号に掲げる要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 最低限の要求要件を満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- (3) 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点} (\text{標準点}) \div \text{予定価格} (\text{単位：百万円})$$

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- 3 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、魚津市低入札価格調査制度実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

（評価結果等の公表）

第7条 入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点及び入札価格並びに評価値については、契約締結後、速やかに公表するものとする。

（苦情の処理）

第8条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において、当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

（技術提案等の履行の担保）

第9条 落札者の技術提案に記載された事項は、契約書及び特記仕様書等に追加事項として記載するものとする。

- 2 当該技術提案に記載された事項が履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行を行わせるものとする。ただ

し、再施工又は修補による履行が合理的でないと認められる場合には、次の総合評価方式の型式の区分に応じ、それぞれ次の措置を講ずるものとする。

- (1) 標準型 工事成績の減点及び違約金の徴収
- (2) 簡易型 工事成績の減点

3 工事成績の減点は、次の式により算出して得られる数値をもって行うものとする。ただし、虚偽の報告その他の悪質な行為があった場合に行う工事成績の減点の点数は、13点とする。

$$\text{工事成績の減点の点数} = 8 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$$

- (1) α は、当初の技術加算点とする。
- (2) β は、達成度合いに応じて再計算した技術加算点とする。

4 違約金は、次の式により算出して得られる額を徴収するものとする。

$$\text{違約金} = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

- (1) C は、当初の契約金額（円）とする。
- (2) α は、当初の技術加算点とする。
- (3) β は、達成度合いに応じて再計算した技術加算点とする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

			標準型	簡易型		配点	備考		
				A	B				
施工に係る技術提案			●						
	小計		40(80)	0	0				
簡易な施工計画	材料の品質管理に係る技術的所見		○	●		40	複数の課題の提出を求める場合には、課題ごとの配点を明示する。		
	施工上の課題に対する技術的所見								
	施工上配慮すべき技術的所見								
	小計		40(0)	40	0	40			
企業の施工能力	施工実績	過去5か年度の同種工事(同じ発注工種)の実績の有無	市発注工事の実績あり	●	●	●	10	(1)原則、市発注工事。 (2)市発注工事の実績がない場合においては、県が発注した県内工事の実績で過去4か年度の平均とする。 (3)過去4か年度の工事成績評定点を有しない者は、配点0点とする。 富山県建設優良工事、新川土木センター管内優良土木工事コンクール、新川農林振興センター管内優良工事を対象とする。 (上位賞1工事のみ加点。)	
			県内公共工事の実績あり				5		
			なし				0		
	工事成績	過去4か年度の同種工事の工事成績評定点の平均点(※1)	75点以上	●	●	●	20		
			66点以上75点未満				10		
			65点以下				0		
	優良表彰	過去2か年度の同種工事の優良工事表彰の有無	知事賞・部長賞・最優秀賞	●	●	●	10		
			優秀賞・良賞・佳賞				5		
			なし				0		
	ISO認定	ISO9001の取得の有無	あり	●	●	●	5		技術資料提出の締切日時点において、ISO認定の有効期間内にあること。
なし			0						
小計			45	45	45	45			
配置予定技術者の能力	施工実績	過去5か年度の主任(監理)技術者としての同種工事(同じ発注工種)の実績の有無	あり	●	●		5	県内の公共工事に限る。	
			なし				0		
	主任(監理)技術者の保有する資格		1級国家資格者又は技術士	●	●		5		一級国家資格者又は技術士とは、施工管理技士などの一級の技術検定合格者、一級建築士及び技術士をいう。(建設業法第15条第2号のイに該当する資格を保有する者)
			上記資格なし				0		
小計			10	10	0	10			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地		市内	●	●	●	5	当該協定に参加している証明書を提出することにより、加算する。 過去2か年度における魚津市との契約実績の有無。 (年度ごとに契約内容が異なる場合は、平均点とする。)	
			市外				0		
	災害協定への参加		あり	●	●	●	5		
			なし				0		
	除雪契約		機械及びオペレーターの提供	●	●	●	10		
			オペレーターのみ提供				5		
			なし				0		
	消防団協力事業所の認定		あり	●	●	●	5		魚津市消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所として認定されたもの
なし			0						
小計			25	25	25	25			
評価点数の満点	計		160	120	70				
技術加算点の満点			20	15	10		評価点数を、各型式毎の技術加算点に割り変える。 技術加算点=評価点数×技術加算点の満点/評価点数の満点		

備考

●は必須項目とし、○は任意項目(個別の工事ごとに判断する。)

※1・・・工事成績評定点の平均点は、平均点の少数点第一位の数字を四捨五入して得られる整数とする。